

## ○茨城県水戸生涯学習センター管理規則

茨城県水戸生涯学習センター管理規則を次のように定める。  
茨城県教育委員会規則第4号

### 茨城県水戸生涯学習センター管理規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条第1項及び学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例(昭和36年茨城県条例第9号。以下「条例」という。)第21条の規定に基づき、茨城県水戸生涯学習センター(以下「センター」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平17教委規則17・一部改正)

(事業)

**第2条** センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 学習情報の提供(生涯学習情報提供システムの運用を含む。)に関する事。
- (2) 学習機会の提供に関する事。
- (3) 学習活動の場の提供に関する事。
- (4) 生涯学習の相談に関する事。
- (5) 生涯学習の調査・研究に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に必要な事業

(平11教委規則5・全改, 平18教委規則3・一部改正)

(分館の設置)

**第3条** 学習活動の場を提供するために、次の分館を置く。

名称 茨城県水戸生涯学習センター分館

位置 水戸市見和1丁目

(平11教委規則5・一部改正)

(利用者の遵守事項)

**第4条** センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 教育委員会の指定する場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。
- (2) 教育委員会の許可なく寄付金の募集、物品の販売、広告物の配布、看板等の掲示その他これらに類する行為をしないこと。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会の指示する事項

(平11教委規則5・旧第15条繰上・一部改正, 平17教委規則17・旧第7条繰上・一部改正)

(施設使用の申込み)

**第5条** 条例別表第4に規定するセンターの施設(以下「施設」という。)を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、電話等により予約の申込みを行った上、教育委員会が指定する日までに、水戸生涯学習センター施設使用申請書(様式第1号)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(平11教委規則5・旧第16条繰上・一部改正, 平17教委規則17・旧第8条繰上・一部改正)

(施設使用の承認)

**第6条** 教育委員会は、前条の申請に基づき、使用を承認したときは、水戸生涯学習センター施設使用承認書(様式第2号。以下「使用承認書」という。)を、使用を承認しないときは、水戸生涯学習センター施設使用不承認書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(平11教委規則5・旧第17条繰上・一部改正, 平17教委規則17・旧第9条繰上・一部改正)

(施設使用終了の報告)

**第7条** 前条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設の使用を終了したときは、速やかに水戸生涯学習センター施設使用終了報告書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

(条例第14条の教育委員会規則で定める申請書)

**第8条** 条例第14条の教育委員会規則で定める申請書は、水戸生涯学習センター指定管理者指定申請書(様式第5号)とする。  
(平17教委規則17・追加)

(利用料金の納入)

**第9条** 条例第18条第1項の規定による利用料金の納入は、第6条の規定による使用承認書の交付を受ける際に行うものとする。ただし、指定管理者がやむを得ないと認めたときは、指定管理者が別に定める日までに納入するものとする。  
(平17教委規則17・追加)

(利用料金の承認の申請)

**第10条** 条例第18条第2項の規定による利用料金の承認の申請は、水戸生涯学習センター利用料金承認申請書(様式第6号)により行うものとする。  
(平17教委規則17・追加)

(学習団体等)

**第11条** 条例別表第4に規定する「学習団体等」とは、生涯学習情報提供システムに登録されている団体等が生涯学習に関する活動を行う場合における当該団体等をいう。  
(平11教委規則5・旧第21条繰上・一部改正, 平17教委規則17・旧第13条繰上・一部改正)

(利用料金の減免)

**第12条** 指定管理者は、条例第18条第3項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は県が研修会、講演会、会議等を開催するために使用するとき。 利用料金の全額
- (2) その他指定管理者が特に必要と認めた者が使用するとき。 指定管理者が必要と認める額

2 前項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者(以下「減免申請者」という。)は、あらかじめ水戸生涯学習センター施設利用料金減免申請書(様式第7号)を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請があった場合において、利用料金を減額し、又は免除することと決定したときは水戸生涯学習センター利用料金減免決定通知書(様式第8号)により、利用料金を減額し、又は免除しないことと決定したときはその旨を減免申請者に通知するものとする。

4 指定管理者は、第2項の申請内容について必要があると認めたときは、関係書類等の提出を求めることができる。  
(平11教委規則5・旧第22条繰上・一部改正, 平17教委規則17・旧第14条繰上・一部改正)

(利用料金の返還)

**第13条** 条例第18条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害、非常措置その他使用者の責めに帰することのできない事由により施設が使用できなくなったとき。
- (2) 指定管理者が相当の理由があると認めたとき。

2 利用料金の返還を受けようとする者は、水戸生涯学習センター利用料金返還申請書(様式第9号)に領収書及び使用承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。  
(平11教委規則5・旧第23条繰上・一部改正, 平17教委規則17・旧第15条繰上・一部改正)

(臨時のセンターの管理に関する準用)

**第14条** 第9条及び前2条の規定は、条例第20条第1項の規定により教育委員会が使用料を徴収する場合において準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

(平17教委規則17・追加)

(損害賠償)

**第15条** 利用者は、センターの施設等を故意又は重大な過失により、損傷し、又は滅失した場合には、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(平11教委規則5・旧第24条繰上, 平17教委規則17・旧第16条繰上)

(委任)

**第16条** この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項については、教育委員会が定める。

(平11教委規則5・旧第26条繰上・一部改正, 平17教委規則17・旧第17条繰上・一部改正)

付 則

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 茨城県立社会教育研修センター管理規則(昭和46年茨城県教育委員会規則第9号)及び茨城県立水戸青年の家管理規則(昭和55年茨城県教育委員会規則第4号)は、廃止する。

付 則(平成18年教委規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成24年教委規則第14号)

この規則中第2条の規定は平成25年2月1日から、第1条の規程は平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成28年教委規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

---

## 茨城県水戸生涯学習センター施設利用料の減免基準

財団法人 茨城県教育財団事務局長決裁

**第1** 茨城県水戸生涯学習センター管理規則(以下「管理規則」という。)第12条第1項第1号の規定に該当する場合は、利用料を免除する。

**第2** 管理規則第12条第1項第2号に規定する「その他管理者が必要と認められた者」とは次のとおりとし、

(1), (3), (4)に該当する場合は、利用料を免除し、(2)に該当する場合は、学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例第4表に規定する学習団体等の区分の利用料を適用するものとする。

(1) センターに事務局を置く団体及びその単位団体等が研修会、講演会、会議等を開催する場合における当該団体

(2) 県内の市町村が県民を対象とした研修会、講演会等を開催する場合における当該市町村

(3) 市町村、自治会、子ども会、ボランティア団体等が地域活性化事業や催事で使用する場合

(4) 学習団体が使用する場合のスタンプカード割引(※20回で1回無料)

付 則

この基準は平成18年4月1日から適用する。